

# 此花区役所 広聴広報委員会等設置要綱

制定 平成 21 年 6 月 17 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

## (設 置)

第 1 条 此花区役所（以下「区役所」という。）の広聴広報事務について検討等を行うため、此花区役所広聴広報委員会（以下「委員会」という。）を置き、その下に広聴広報担当者会議（以下「担当者会議」という。）を置く。

## (組 織)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員会の委員長は区長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 担当者会議は、前項に規定する委員が推薦する者で組織する。
- 4 担当者会議の座長は、政策共創課長が指名する者をもってあてる。

## (所掌事務)

第 3 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広聴広報に関すること
  - (2) その他、区長が必要と認める事項に関すること
- 2 担当者会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 広聴広報に関する軽易または定例的なこと
  - (2) 広聴広報にかかる企画等に関すること

## (委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、議事その他の会務を総理する。

- 2 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 座長は、担当者会議を招集し、主宰する。

## (関係者の出席)

第 5 条 委員会又は担当者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶 務)

第 6 条 委員会及び担当者会議の庶務は、政策共創課において処理する。

## (施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 17 日から施行する。
- 2 大阪市此花区役所広告媒体への広告掲載審査委員会設置要綱（平成 19 年 8 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

副区長、総務課長、政策共創課長、地域サポート課長、安全サポート担当課長、窓口サービス課長、保健福祉課長、子育て教育担当課長、保健担当課長、生活支援担当課長